

南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、雄川の滝公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立公園に指定された優れた自然及び資源を活用し、人的交流による地域の活性化及び産業の振興を図るため、南大隅町雄川の滝公園（以下「雄川の滝公園」という。）を設置する。

(位置)

第3条 雄川の滝公園の位置は、南大隅町根占川南8485番地とする。

(施設)

第4条 雄川の滝公園には、次の施設を置く。

- (1) 駐車場及び遊歩道
- (2) 展望デッキ
- (3) 管理棟
- (4) 公園トイレ
- (5) その他雄川の滝公園の利用に必要な施設

(業務)

第5条 雄川の滝公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 雄川の滝公園設備内の清掃及び管理業務
- (2) 地域振興及び地域住民と来町者との交流促進業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、雄川の滝公園の維持管理に関して町長が必要と認める業務

(施設の管理)

第6条 雄川の滝公園の管理運営は、町長が行う。ただし、雄川の滝公園の民主的かつ効果的な運用を図るため必要と認める場合は、雄川の滝公園の一部又は全部を南大隅町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南大隅町条例第14号。以下「指定条例」という。）の規定により、法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により雄川の滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開園時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により雄川の滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条第4項及び第11条第4項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 前条に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

- 5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は条例の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料金)

第7条 町長は、雄川の滝公園施設の使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を町の収入として収受する。ただし、第6条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、使用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 使用料金は、別表第1に掲げる額とする。

3 使用料金は、前納とし、既納の料金は返還しない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

4 町長が必要と認めたときは、使用料金の全部又は一部を免除することができる。

(使用許可)

第8条 雄川の滝公園施設の長時間使用又は独占的な使用については、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 雄川の滝公園内の自然景観等に損傷を与えるおそれがあるとき。

(2) 建物及び付属施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 公益上又は管理上支障があると認められるとき。

(4) その他、使用が不相当と認められたとき。

(使用後の現状回復)

第10条 使用者は、使用が終わったときは、片付け及び清掃を行わなければならない。ただし、施設等を損傷した場合には、現状回復を行わなければならない。

(入域料)

第11条 雄川の滝公園に入域しようとする者は、入域料を納付しなければならない。

2 町長は、第6条第1項の規定により雄川の滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、入域料を指定管理者の収入として収受させることができる。

3 入域料は、別表第2に掲げる額とする。

4 町長が必要と認めたときは、入域料の全部又は一部を免除することができる。

(入域制限)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入域を許可せず、若しくは公園内からの退去を求めることができる。

(1) 雄川の滝公園内の自然景観等に損傷を与えるおそれがあるとき。

- (2) 建物及び附属施設を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 入域者の安全が確保できないと認められるとき。
 - (4) その他、公益上又は管理上必要があると認められるとき。
- (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分	使用料金
雄川の滝公園（イベント）	別途、町長が定める

別表第2（第11条関係）

区分及び単位		入域料
大人（中学生以上）	1人1回	300円
小学生	1人1回	150円
小学生未満	1人1回	無料
障害者手帳保有者	大人（中学生以上）	1人1回 200円
	小学生	1人1回 無料

備考

- 1 入域料の対象エリアは、遊歩道入口から展望デッキとする。
- 2 「障害者手帳保有者」とは、身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は障害者手帳アプリを提示できるものをいう。